

Radiata Increase



FP3級
2019 年 9 月
学科
過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[無料教材]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・直近5回分の過去問解説はFP試験教材[最短最速合格ガイド]に収録されています。

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



【第1問】 次の各文章((1)～(30))を読んで、正しいものまたは適切なものには1を、誤っているものまたは不適切なものには2を、解答用紙にマークしなさい。〔30問〕

(1) ファイナンシャル・プランナーは、職業倫理上、顧客情報に関する守秘義務を厳守しなければならない。

【答え】

適切

FPの職業倫理より、**守秘義務**として顧客から得た個人情報をも顧客の許可なく、第三者に漏らしてはいけません。

従って、答えは『1〇』です。

(2) 労働者災害補償保険の保険料は、労働者と事業主が折半で負担する。

【答え】

不適切

労働者災害補償保険(労災)の保険料は**全額を事業主が負担**します。保険料を労働者と事業主とで折半するのは雇用保険です。

従って、答えは『2×』です。

(3) 国内に住所を有する60歳以上75歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者である者を除き、国民年金の任意加入被保険者となることができる。

【答え】

不適切

老齢基礎年金の受給資格期間を60歳到達時点で満たしていない(480月未満)、または満額をもらうことができない等の場合には60歳以降も国民年金の任意加入者となることが可能です。

加入対象者は60歳以上70歳未満です。

従って、答えは『2×』です。

(4) 国民年金の第3号被保険者は、確定拠出年金の個人型年金の加入者となることはできない。

【答え】

不適切

確定拠出年金の個人型年金の加入対象者は

・60歳未満の人

公的年金の加入者(国民年金・厚生年金・共済組合等)

・自営業者(第1号被保険者)

・厚生年金保険の被保険者
(第2号被保険者)

・専業主婦(第3号被保険者)

従って、答えは『2×』です。

(5) 日本政策金融公庫の教育一般貸付(国の教育ローン)の使途としては、学費だけではなく、受験費用や在学のために必要となる住居費用なども認められている。

【答え】

適切

日本政策金融公庫の教育一般貸付(国の教育ローン)では融資限度額は原則として、入学・在学する学生・生徒1人につき350万円の融資を受けることができ、受験費用から授業料、パソコンの購入費の他、住居費として使用することも可能です。

従って、答えは『1〇』です。

(6) 現在加入している生命保険契約を、契約転換制度を利用して、新たな契約に転換する場合、転換後の保険料は、転換前の契約の保険料率が引き続き適用される。

【答え】

不適切

すでに加入している生命保険から、新しい契約へ切り替える契約転換制度では、既に参加中の生命保険の保険料および、責任準備金や配当金は、新契約の保険の積立金に充てられます。
転換後の保険料率は、新しい転換後の保険料率が適用されます。

従って、答えは『2×』です。

(7) 学資(こども)保険は、保険期間中に契約者が死亡した場合、死亡時点における解約返戻金相当額が支払われて保険契約が消滅する。

【答え】

不適切

学資(こども)保険では、契約者が死亡した場合の保障機能があり、契約者の死亡以降は保険料の支払いは免除となり、保険料の払込をすることなく、お祝い金や満期保険金を受け取ることができます。

従って、答えは『2×』です。

(8) 個人が自宅を対象とする地震保険の保険料を支払った場合、所得税、住民税ともに、地震保険料控除としてそれぞれ最高5万円が所得金額から控除される。

【答え】

不適切

地震保険の保険料は、**所得税では5万円、住民税では2,5万円**を上限に控除を受けることが可能です。

従って、答えは『2×』です。

(9) 生命保険におけるリビング・ニーズ特約は、病気やケガの種類にかかわらず、被保険者の余命が6カ月以内と判断された場合に、所定の範囲で死亡保険金の全部または一部の保険金が前払いで受け取れるものである。

【答え】

適切

生命保険にリビング・ニーズ特約を付加することにより、被保険者が**余命6ヶ月以内と判断された場合**に、その理由を問わず、生命保険の死亡保険金などの一部から全部を**前払いで受け取る**ことができます。

従って、答えは『1○』です。

(10) ホテルを運営する企業が、クロークで預かる顧客の荷物の紛失・盗難リスクの補償に備えるために、受託者賠償責任保険に加入した。

【答え】

適切

受託者賠償責任保険は、他人から預かったものを破損、紛失や盗難にあつてしまった場合に備える企業向け保険です。

従って、答えは『10』です。

(11) 短期金融市場のうち、金融機関のほか、事業法人や地方公共団体なども参加し、コール取引などが行われている市場を、インターバンク市場という。

【答え】

不適切

インターバンク市場に参加できるのは金融機関や証券会社等に限定されており、事業法人、地方公共団体では参加できません。

従って、答えは『2×』です。

(12) ゆうちょ銀行においては、従来、通常貯金と定期性貯金を合わせて1,300万円が預入限度額となっていたが、2019年4月1日から、それぞれ2,000万円に変更された。

【答え】

不適切

ゆうちょ銀行の通常貯金、定期保険の預入限度額は2019年4月1日以降、従来の1,300万円から2,600万円へ拡大されました。

従来は通常貯金、定期保険の合計の預入限度額が1,300万円でしたが、それぞれの限度額が1,300万円となり、合計の限度額として2,600万円です。

従って、答えは『2×』です。

(13) パッシブ運用とは、日経平均株価や東証株価指数(TOPIX)などの市場インデックスに連動した運用成果を目指す運用手法である。

【答え】

適切

パッシブ運用とは、インデックス運用のことです。パッシブ運用では、ベンチマーク(日経平均やTOPIXなど)と連動するように運用される手法です。

従って、答えは『1〇』です。

(14) 残存期間や表面利率(クーポンレート)等の他の条件が同一であれば、一般に、格付の高い債券ほど安全性が高いため、利回りが高くなる。

【答え】

不適切

債権の格付けでは、安全性の高い債権ほど格付けも高く、安全な債権は人気があり購入されやすくなるので、利回りは低くなります。

従って、答えは『2×』です。

(15) 国内銀行に預け入れられた外貨預金は、預金保険制度の保護の対象となる。

【答え】

不適切

預金保険制度とは、金融機関の破綻した場合に、その預金者を保護する制度で、保護の範囲として、**決済用預金**の場合には**全額**が対象となります。

外貨預金や譲渡性預金、金融債などは**保護の対象外**です。

従って、答えは『2×』です。

(16) 所得税において、交通機関を利用して通勤している給与所得者に対し、勤務先から通常の給与に加算して支払われるべき通勤手当は、最も経済的かつ合理的と認められる運賃等の額で、月額15万円を限度に非課税とされる。

【答え】

適切

給与所得における通勤手当では、認められる範囲で月15万円を限度に非課税となります。

また、出張旅費も非課税です。

従って、答えは『1〇』です。

(17) 所得税において、公的年金等に係る雑所得の金額は、その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除して計算する。

【答え】

適切

公的年金の金額は、対象の年間の公的年金収入額から公的年金等控除額を控除して計算します。

公的年金の雑収入=年間の年金収入-公的年金等控除

従って、答えは『1〇』です。

(18) 所得税において、人間ドックの受診費用は、その人間ドックによって特に異常が発見されなかった場合であっても、医療費控除の対象となる。

【答え】

不適切

人間ドックの受診費用は、受診した際に**重大な疾病**が発見され、その**治療を行った場合の費用**については医療費控除の対象となります。

従って、答えは『2×』です。

(19) 所得税において、住宅借入金等特別控除の対象となる新築住宅は、床面積が100m²以上で、かつ、その2分の1以上に相当する部分がもっぱら自己の居住の用に供されるものとされている。

【答え】

不適切

住宅借入金等特別控除の適用要件として、住宅の床面積が**50 m²以上**で、床面積の**半分以上(1/2)**の部分が自分で居住されるためのものであれば、対象となります。

従って、答えは『2×』です。

(20) 所得税の確定申告をしなければならない者は、原則として、所得が生じた翌年の2月16日から3月15日までの間に、納税地の所轄税務署長に対して確定申告書を提出しなければならない。

【答え】

適切

確定申告の期限は、納税地の所轄税務署長へ、収入を得た年の翌年の2月16日から3月15日までに確定申告書を記入し、提出しなければいけません。

従って、答えは『1〇』です。

(21) 土地の登記記録の表題部には、所在や地積など、土地の表示に関する事項が記録される。

【答え】

適切

土地の登記記録は表題部、権利部に分かれています。

表題部では土地の所在、地番や構造、床面積といった**土地に関する情報**が記載されています。

従って、答えは『1〇』です。

(22) 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定によれば、新築住宅の売主が住宅の構造耐力上主要な部分の瑕疵担保責任を負う期間は、原則として、物件の引渡日から5年間とされている。

【答え】

不適切

住宅の品質確保の促進等に関する法律では、柱や梁(はり)の他、雨水を防止する屋根などの**基本構造部分の瑕疵**について、**10年間**の瑕疵担保責任が義務付けられています。

従って、答えは『2×』です。

(23) 都市計画法の規定によれば、都市計画区域または準都市計画区域内において所定の開発行為をしようとする者は、原則として、あらかじめ都道府県知事等の許可を受けなければならないとされている。

【答え】

適切

都市計画区域または準都市計画区域内において行う開発行為では、原則として都道府県知事等の許可を受けなければなりません。

従って、答えは『1〇』です。

(24) 建築基準法において、建築物の敷地が2つの異なる用途地域にわたる場合、その建築物またはその敷地の全部について、敷地の過半の属する用途地域の建築物の用途に関する規定が適用される。

【答え】

適切

1つの敷地が2つの用途地域にまたがる場合は、面積の大きい方の用途地域の制限を受けます。

従って、答えは『1〇』です。

(25) 固定資産税における小規模住宅用地(住宅用地で住宅1戸当たり200㎡以下の部分) の課税標準については、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の5分の1の額とする特例がある。

【答え】

不適切

固定資産税における小規模住宅用地(住宅用地で住宅1戸当たり200㎡以下の部分)の課税標準については課税標準である固定資産税評価額の6分の1に軽減される特例があります。200㎡以上の場合には3分の1の軽減です。

従って、答えは『2×』です。

(26) 子が父から時価300万円の株式を50万円で譲渡を受けた場合、原則として父から子への贈与があったものとみなされ、贈与税の課税対象となる。

【答え】

適切

個人間での取引で、**時価の価格よりも著しく低い価格**での譲渡があった場合、時価との差額分については税務上、贈与があったものとみなされ、贈与税の課税対象となります。

従って、答えは『1〇』です。

(27) 特別養子縁組によって養子となった者については、原則として、養子縁組の成立と同時に、実方の父母との法律上の親族関係が終了する。

【答え】

適切

特別養子縁組では6歳未満の子が対象で、**親族関係が終了**し、養親のみが父母となる制度で、実子とみなされます。

従って、答えは『1〇』です。

(28) 初七日や四十九日などの法会に要した費用は、相続税の課税価格の計算上、葬式費用として控除することができる。

【答え】

不適切

葬式費用として控除可能な費用は、通夜・告別式にて発生した葬儀会社への費用、飲食費用、葬儀を手伝ってくれた人への謝礼が対象となります。

初七日、四十九日等の法事費用は控除対象外です。

従って、答えは『2×』です。

(29) 2019年中に開始する相続において、相続税額の計算における遺産に係る基礎控除額は、「3,000万円+500万円×法定相続人の数」の算式により求められる。

【答え】

不適切

遺産に係る基礎控除の計算式は、
 $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$
の計算式で算出します。

従って、答えは『2×』です。

(30)「配偶者に対する相続税額の軽減」の適用を受けた場合、配偶者の相続税の課税価格が、相続税の課税価格の合計額に対する配偶者の法定相続分相当額または1億6,000万円のいずれか多い金額までであれば、原則として、配偶者の納付すべき相続税額は算出されない。

【答え】

適切

配偶者の税額軽減の特例では、配偶者が相続・遺贈により取得した金額が1億6,000万円以下か法定相続分相当額以下のいずれか高い金額であれば相続税は課税されません。

従って、答えは『1〇』です。

【第2問】 次の各文章((31)～(60))の()内にあてはまる最も適切な文章、語句、数字またはそれらの組合せを1)～3)のなかから選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔30問〕

(31) 元金3,000万円を利率(年率)1%で複利運用しながら、15年間にわたって毎年均等に取り崩して受け取る場合、毎年の受取金額は()である。なお、計算にあたっては下記<資料>の係数を使用して算出するものとする。

<資料>利率(年率)1%・期間15年の各種係数

終価係数	減債基金係数	資本回収係数
1.1610	0.0621	0.0721

- 1) 1,863,000円
- 2) 2,163,000円
- 3) 2,322,000円

【答え】

元本を一定の利率で複利運用しながら、均一に毎年取り崩す場合に、毎年どのくらい受け取れとることが可能かを計算する際には資本回収係数を用いて計算します。

計算方法は、

毎年受け取ることが出来る年金額=元金×資本回収係数

元金3,000万円×資本回収係数0.0721=2,163,000円

従って、答えは『2 』です。

(32) 健康保険の被保険者(障害の状態にない)は、原則として、()になると健康保険の被保険者資格を喪失し、後期高齢者医療制度の被保険者となる。

- 1) 65歳
- 2) 70歳
- 3) 75歳

【答え】

後期高齢者医療制度の被保険者は、特に障害のない場合には **75 歳以上**、障害のある場合には 65 歳から 74 歳までが被保険者となります。

従って、答えは『3』です。

(33) 障害基礎年金の保険料納付要件は、原則として、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間のうち、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が()以上あることである。

- 1) 3分の1
- 2) 2分の1
- 3) 3分の2

【答え】

障害基礎年金の保険料納付要件は、初診日の前日において、
・初診日の月の前々月までの公的年金加入期間の2/3以上の期間が、保険料納付(又は免除)となっていること。

従って、答えは『3』です。

(34) 所得税において、住宅借入金等特別控除の適用を受けるためには、納税者のその年分の合計所得金額が()以下でなければならない。

- 1) 2,000万円
- 2) 3,000万円
- 3) 4,000万円

【答え】

住宅ローン控除の適用を受ける年の**合計所得が 3,000 万円以下**であれば、控除の適用が可能です。

従って、答えは『2』です。

(35) 貸金業法の総量規制により、個人が貸金業者による個人向け貸付を利用する場合の借入合計額は、原則として、年収の()以内でなければならない。

- 1) 4分の1
- 2) 3分の1
- 3) 2分の1

【答え】

2006 年公布の総量規制により、個人が貸金業者から借りることが出来る貸付限度額は**年収の 1/3 以内**となっています。

従って、答えは『2』です。

(36) 少額短期保険業者による取扱商品は「少額・短期・掛捨て」に限定され、1人の被保険者から引き受ける保険金額の総額は、原則として()が上限となっている。

- 1) 1,000万円
- 2) 1,200万円
- 3) 1,500万円

【答え】

少額短期保険業において、少額短期保険業者は被保険者一人に対し、**保険金総額1,000万円まで**引き受ける事が可能です。

従って、答えは『1』です。

(37) 生命保険の保険料は、予定死亡率、()、予定事業費率の3つの予定基礎率に基づいて計算される。

- 1) 予定利率
- 2) 予定配当率
- 3) 予定生存率

【答え】

生命保険の保険料算出に用いる予定基礎率は、

・**予定死亡率**

→過去の統計に基づく男女別や年齢別の死亡率で算出された統計
予定死亡率が高いほど、保険料は高くなる。

・**予定利率**

→保険会社が資産運用するときの想定している利回り。
予定利率が高いほど、保険料が安くなる。

・**予定事業費率**

→保険会社が事業を維持、運営を行う上で必要な経費。
予定事業費率が高いほど、保険料は高くなる。

従って、答えは『1』です。

1)① 役員	② 3分の1相当額
2)① 役員および従業員全員	② 2分の1相当額
2)① 従業員全員	② 全額

養老保険のうち、下段の場合は契約者を法人、被保険者を役員・従業員、死亡保険金受取人を従業員・役員の遺族とした場合、普遍的加入（加入者の公平性）を条件に、福利厚生型保険として2分の1を資産計上、2分の1を損金計上することが認められています。（ハーフタックスプラン）

※死亡保険金と満期保険金は同じ貯蓄性保険です。

保険金受取人		保険料の税務
死亡保険金	満期保険金	
法人	法人	全額資産計上
従業員・役員の遺族	法人	1/2資産計上 1/2損金計上

従って、答えは『2』です。

(39) 損害保険において、保険契約者が負担する保険料と事故発生の際に支払われる保険金は、それぞれの事故発生リスクの大きさや発生確率に見合ったものでなければならないとする考え方を、()という。

- 1) 大数の法則
- 2) 給付・反対給付均等の原則(公平の原則)
- 3) 収支相等の原則

【答え】

事故発生リスクや発生確率によって保険料や保険金を算出する考え方を給付・反対給付均等の原則(公平の原則)といいます。

従って、答えは『2』です。

(40) 自動車損害賠償責任保険において、被害者1人当たりの保険金の支払限度額は、傷害の場合で(1)、死亡の場合で(2)である。

- 1)① 120万円 ② 2,000万円
- 2)① 120万円 ② 3,000万円
- 3)① 150万円 ② 3,000万円

【答え】

自賠責保険は自動車損害賠償保障法の規定によって一部の例外を除き全ての車に加入が義務付けられている強制保険です。対人賠償事故のみの補償で、被害者1人あたり死亡・後遺障害について、3000万円(但し、常に介護を要する重度の後遺障害については4000万円)が支払われ、傷害については別に120万円が支払われます。

従って、答えは『2』です。

(41) マネースtock統計は、中央政府や(1)を除く経済主体が保有する通貨量の残高を集計したものであり、(2)が毎月公表している。

1)① 地方公共団体 ②財務省

2)① 地方公共団体 ②日本銀行

3)① 金融機関 ②日本銀行

【答え】

マネースtockとは、日本銀行が毎月公表している、日本銀行他、国内銀行、信用金庫・農林中央金庫といった金融機関を対象に、経済全体へ供給されている通貨の総量を示した指標で、金融機関や中央政府以外の企業や地方公共団体、個人などが保有する通貨の残高を集計したものです。

従って、答えは『3』です。

(42) 表面利率(クーポンレート)1.2%、残存期間4年の固定利付債券を、額面100円当たり101円で購入し、2年後に額面100円当たり100円で売却した場合の所有期間利回り(単利)は、()である。なお、税金や手数料等は考慮しないものとし、答は%表示の小数点以下第3位を四捨五入している。

- 1) 0.69%
- 2) 0.73%
- 3) 0.87%

【答え】

●所有期間利回りとは？ 新規発行された債券またはすでに発行されている債券を購入し、償還期限の前に途中で売却した場合の利回り

●所有期間利回りの計算式

$\{\text{利率} + (\text{売却価格} - \text{購入価格}) \div \text{所有期間}\} \div \text{購入価格} \times 100$

●問題文 表面利率1.2%、購入価格101円、所有期間2年、売却価格100円

※残存期間4年のものを2年後に売却しているので、所有期間は2年となります。

$\{1.2 + (100 - 101) \div 2\} \div 101 \times 100 = 0.6930\cdots$

従って、答えは『1』です。

(43) ()は、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式の全銘柄を対象とする株価指数であり、時価総額の大きい銘柄(大型株)の値動きの影響を受けやすいという特徴がある。

- 1) 東証株価指数(TOPIX)
- 2) 日経平均株価
- 3) JPX日経インデックス400

【答え】

東証株価指数(TIPIX)は東京証券取引所上場1部に上場している全銘柄の合計時価総額を対象とした株価指数です。

従って、答えは『1』です。

(44) 相関係数が()である2資産に投資するポートフォリオにおいては、両資産が同一の値動きをするため、分散投資によるリスク低減効果は得られない。

- 1) -1
- 2) 0
- 3) +1

【答え】

リスクの低減効果が最大となるのは2資産間の相関係数が-1となる場合です。

従って+1ではリスク低減効果は得られません。

従って、答えは『3』です。

(45) 預金保険制度の対象金融機関に預け入れた()は、預入金額の多寡にかかわらず、その全額が預金保険制度による保護の対象となる。

- 1) 定期積金
- 2) 決済用預金
- 3) 大口定期預金

【答え】

預金保険制度では、金融機関が破綻した場合、預金者・投資者・保険契約者を保護する制度です。

「決済サービスの提供、無利息、要求払い」を満たした**決済用預金**では、預金保険制度の**全額保護対象**となっています。個人だけでなく、法人も利用できます。

従って、答えは『2』です。

(46) 個人が、相続、遺贈または個人からの贈与により取得するものは、所得税においては()となる。

- 1) 非課税所得
- 2) 譲渡所得
- 3) 雑所得

【答え】

相続・遺贈、又は贈与によって取得したものには、それぞれ相続税、贈与税の課税対象となります。

所得税でも課税対象となると二重課税となってしまうため、所得税においては非課税所得となります。

従って、答えは『1』です。

(47) Aさんの2019年分の各種所得の金額が下記の〈資料〉のとおりであった場合、損益 通算後の総所得金額は()となる。なお、各種所得の金額に付されている「▲」は、その所得に損失が生じていることを表すものとする。

〈資料〉Aさんの2019年分の各種所得の金額

不動産所得の金額	750万円
雑所得の金額	▲50万円
事業所得の金額(株式等に係るものを除く)	▲150万円

- 1) 550万円
- 2) 600万円
- 3) 700万円

【答え】

総所得金額の計算では、総合課税の所得を合算し、損益通算して算出します。

所得税額を計算する際に、**不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得**の金額に損失が生じた(**赤字が出た**)場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

従って**雑所得は損益通算できません**。

つまり、

不動産所得750万円＋事業所得－150万＝600万円

従って、答えは『2』です。

(48) 2012年1月1日以後に締結した所定の生命保険契約等により、2019年中に一般生命保険料、個人年金保険料および介護医療保険料をそれぞれ10万円支払った場合、所得税における生命保険料控除の控除額は()となる。

- 1) 8万円
- 2) 10万円
- 3) 12万円

【答え】

2012年1月1日より生命保険料控除等の制度が変更になりました。従来は一般生命保険料控除と個人年金保険料控除でしたが新制度では、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の3つになりました。

新制度の控除額は各上限4万円となります。(合計12万円)
年間の払込保険料が8万円以上であれば、上限額まで控除になりますので、それぞれの保険料を10万円支払った場合には上限の12万円の控除を受けられます。

従って、答えは『3』です。

(49) その年の1月16日以後新たに事業所得を生ずべき業務を開始した居住者が、その年分から所得税の青色申告の承認を受けようとする場合、原則としてその業務を開始した日から()以内に、青色申告承認申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 1) 2カ月
- 2) 3カ月
- 3) 6カ月

【答え】

青色申告の適用を受けようとした場合、その年の1月16日以後、新たに業務を開始した場合、その業務の2ヶ月以内に、青色申告承認申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければなりません。

従って、答えは『1』です。

(50) 確定申告を要する納税者Aさんが2019年8月20日に死亡した。Aさんの相続人は、同日にAさんの相続の開始があったことを知ったため、2019年分のAさんの所得について()までにAさんの死亡当時の納税地の所轄税務署長に対して所得税の準確定申告書を提出しなければならない。

- 1) 2019年11月20日
- 2) 2019年12月20日
- 3) 2020年1月20日

【答え】

相続人が行う準確定申告では、相続の開始のあったことを知った日の翌日から **4ヶ月以内**に、亡くなった人の住んでいた住所の管轄税務署へ提出しなければいけません。

2019年8月20日から4ヶ月以内の12月20日までの申告が必要です。

従って、答えは『2』です。

(51) 都道府県地価調査の基準地の標準価格は、毎年(1)を価格判定の基準日として調査され、都道府県知事により毎年(2)頃に公表される。

1)① 1月1日 ② 3月

2)① 1月1日 ② 9月

3)① 7月1日 ② 9月

【答え】

都道府県が決定期間の基準値標準価格は、基準日7月1日、9月下旬に公表日となります。

従って、答えは『3』です。

(52) 借地借家法に規定されている事業用定期借地権等は、もっぱら事業の用に供する建物の所有を目的とし、存続期間を()として設定する借地権である。

- 1) 10年以上20年未満
- 2) 10年以上50年未満
- 3) 50年以上

【答え】

事業用定期借地権の契約の存続期間は10年以上50年未満です。

	一般定期借地権	事業用定期借地権	建物譲渡特約付借地権
契約の存続	50年以上	10年以上50年未満	30年以上
更新	更新なし	更新なし	更新なし
利用目的	制限なし	事業用建物 (居住用建物は不可)	制限なし
契約方法	書面で行う	公正証書に限る	制限なし
契約期間終了時	原則、更地で返す	原則、更地で返す	建物付きで返す

従って、答えは『2』です。

(53) 建築基準法の規定では、都市計画区域および準都市計画区域内の建築物の敷地は、原則として、幅員(1)以上の道路に(2)以上接しなければならない。

1) ①2m ② 1.5m

2) ①4m ② 2m

3) ①4m ② 1.5m

【答え】

建築基準法で定める建築物の敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接していなければなりません。これを接道義務と言います。

従って、答えは『2』です。

(54) 建築物が防火地域および準防火地域にわたる場合においては、原則として、その全 部について()内の建築物に関する規定が適用される。

- 1) 防火地域
- 2) 準防火地域
- 3) 敷地の過半が属する地域

【答え】

2つ以上の地域にまたがって建物を建てる場合は、最も厳しい地域の規制が適用されます。

防火地域と準防火地域では、防火地域のほうが厳しい規制ですので、両地域にまたがって建築する際には防火地域の規定が適用されます。

従って、答えは『1』です。

(55) 所得税において、「特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例」の適用を受けるためには、譲渡資産の譲渡対価の額が()以下でなければならない。

- 1) 6,000万円
- 2) 8,000万円
- 3) 1億円

【答え】

特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例では、居住用財産を譲渡した金額よりも買い替えた居住用財産の金額が大きい場合には課税されないもので、譲渡価額が1億円以下の場合に適用可能です。

従って、答えは『3』です。

(56)「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けた場合、受贈者1人につき()までは贈与税が非課税となる。

- 1) 1,000万円
- 2) 1,500万円
- 3) 2,000万円

【答え】

父母や祖父母といった直系尊属から入学金や授業料の教育資金として贈与があった場合、受贈者が30歳未満の場合に、**1,500万円までが非課税**となります。

法改正により下記要件も適用条件となります。

『法改正』

■教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

(★2019年4月1日より適用)

●受贈者の所得要件

受贈者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、本特例の適用を受けることができません。

受贈者とは、もらう側のこと。

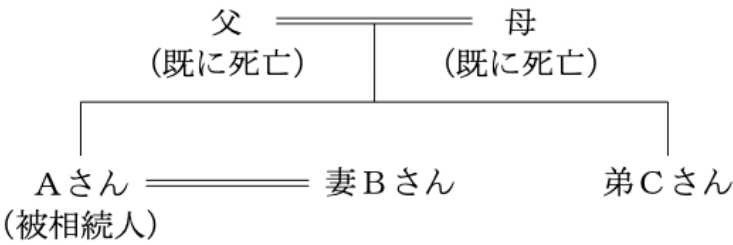
※非課税限度の1,500万円が1,000万円になったわけではありません。
間違えないように!!

改正前	受贈者の所得は関係ありません。
↓	↓↓↓
改正後	受贈者の前年の合計所得金額1,000万円を超える場合は、 本特例の適用を受けることはできません。

従って、答えは『2』です。

(57) 下記の<親族関係図>において、Aさんの相続における弟Cさんの法定相続分は、()である。

<親族関係図>



- 1) 4分の1
- 2) 3分の1
- 3) 2分の1

【答え】

相続人が兄弟姉妹と配偶者の場合には兄弟姉妹が1/4,配偶者3/4となります。

相続人の範囲と順位、法定相続分

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属 父母・祖父 母の順	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹 第1,第2が いない	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

従って、答えは『1』です。

(58) 相続時精算課税の適用を受けた場合、特定贈与者ごとに特別控除額として累計(1)までの贈与には贈与税が課されず、それを越えた部分については一律(2)の税率により贈与税が課される。

- 1) ① 1,500万円 ② 10%
- 2) ① 1,500万円 ② 20%
- 3) ① 2,500万円 ② 20%

【答え】

相続時精算課税制度を選択した場合の贈与額は特別控除額2,500万円を控除した金額となり、これを超える金額の場合には一律20%乗じて計算されます。

従って、答えは『3』です。

(59) 2019年9月2日に死亡したAさんが所有していた上場株式Xを相続により取得した場合の1株当たりの相続税評価額は、下記の〈資料〉によれば、()である。

〈資料〉上場株式Xの価格

2019年7月の毎日の最終価格の平均額	850円
2019年8月の毎日の最終価格の平均額	900円
2019年9月の毎日の最終価格の平均額	1,000円
2019年9月2日の最終価格	1,000円

- 1) 850円
- 2) 900円
- 3) 1,000円

【答え】

上場株式の相続税評価額は、相続発生日の終値、相続発生時の属する月の毎日の終値の平均額、またその前月、前々月の月平均額のうちの最も低い金額となります。

従って最も低い7月の金額となります。

従って、答えは『1』です。

(60) 相続税の計算において、宅地が「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」における特定事業用宅地等に該当する場合、その宅地のうち(1)までを限度面積として、評価額の(2)相当額を減額した金額を、相続税の課税価格に算入すべき価額とすることができる。

- 1) ① 330㎡ ② 50%
- 2) ① 330㎡ ② 80%
- 3) ① 400㎡ ② 80%

【答え】

・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

特定事業用宅地では限度面積400㎡までを80%を限度に減額されます。

区分	要件	面積	割合	備考
特定居住用宅地	被相続人の居住用で、取得者が配偶者の親族	330㎡	80%	特定居住用と特定事業用の併用では730㎡まで適用可
特定事業用宅地	被相続人の事業用で、取得者が一定の親族	400㎡	80%	相続税申告まで事業を引き継ぐ
貸付事業用宅地	不動産貸付用の宅地(賃貸マンション等)	200㎡	50%	相続税申告期限までに譲渡した場合は除く

従って、答えは『3』です。